



裁 決

[REDACTED]
[REDACTED]
審査請求人 [REDACTED]

[REDACTED]
[REDACTED]
審査請求人 [REDACTED]

[REDACTED]
[REDACTED]
審査請求人代理人 弁護士 [REDACTED]

処分庁 [REDACTED] 福祉部長

審査請求人 [REDACTED]（以下「請求人 [REDACTED]」といふ。）及び審査請求人 [REDACTED]（以下「請求人 [REDACTED]」といい、請求人 [REDACTED]と併せて「請求人ら」という。）が平成31年4月18日付けでした審査請求（以下「本件審査請求1」という。）及び令和元年11月18日付けでした審査請求（以下「本件審査請求2」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が請求人らに対し行い平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日付け保護停止決定通知書で通知した保護停止決定及び令和 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日付け保護廃止決定通知書で通知した保護廃止決定を取り消す。

事案の概要

- 1 本件審査請求1は、処分庁が、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護を受けていた請求人らに対し、居住実態が認められないとして、保護停止決定（平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日付け保護停止決定通知書（以下「本件停止通知書」という。）により請求人らに通知したもの。以

下「本件停止処分」という。)を行ったところ、請求人らがこれを不服として、本件停止処分の取消しを求めた事案である。

2 本件審査請求2は、処分庁が、請求人らに対し、居住実態がなくなったとして、保護廃止決定（令和■年■月■日付け保護廃止決定通知書（以下「本件廃止通知書」という。）により請求人らに通知したもの。以下「本件廃止処分」という。）を行ったところ、請求人らがこれを不服として、本件廃止処分の取消しを求めた事案である。

審理関係人の主張の要旨

1 本件審査請求1について

(1) 請求人らの主張

ア 請求の趣旨

本件停止処分を取り消すことを求める。

イ 請求の理由

請求人らは、平成■年■月■日、処分庁から本件停止処分を受けた。しかし、本件停止処分は、届出における居住実態が認められないためであるからとなっているが、請求人らは届出における住民登録地であり居住をしている。また処分に伴い住宅扶助のみならず生活扶助、医療扶助をも停止した。よって憲法第25条第1項、法第1、2、5、12、14、15条、法第30条第1項、法第33条第4項、法第56条第1項の規定に違反しており、違法である。また第26条第1項の乱用である。

請求人らは、臨時的収入の増加もなく、生活保護に頼らず継続して生活ができるか不確実な場合でもない。

(2) 処分庁の弁明

ア 弁明の趣旨

「本件審査請求1を棄却する。」との裁決を求める。

イ 本件停止処分の内容及び理由

(ア) 概要

請求人らは、平成27年7月28日に請求人らが生活保護開始申請をした後、平成27年9月11日に現在のアパートへ転居している。平

成27年9月16日に法第28条第1項に基づき処分庁職員が間取り調査に訪問した際、電化製品や生活用具を揃えておらず、請求人らはこれから搬入すると職員に発言している。平成28年7月26日に訪問した際も家財道具は確認出来ず、請求人らはいらないと発言している。

平成29年8月24日以降、当該アパートを定期的に訪問し、ライフラインの数値を訪問の都度確認したところ、様々な時間帯に訪問しても不在が続いている、ライフラインの使用量も居住しているとは言えないほど少なかったことから居住実態に疑義が生じたため、請求人に口頭で確認したところ当該アパートにおいて生活しているとの回答であった。しかし、その後も居住実態が不明な状態が継続したため、法第27条により生活の実態を明らかにする旨の指導及び指示を口頭で行った。それでも状況が改善しなかったため、さらに文書による同様の指導を2度行っているが、請求人らは指導及び指示に従わず、生活の実態を明らかにすることを拒否し続けた。

大阪地方裁判所平成13年(行ウ)第110号懲戒免職処分等請求事件によると、この居住地又は現在地について、「法19条第1項は、保護の実施機関は、〈1〉その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者(同項1号)及び〈2〉居住地がないか、又は明らかでない要保護者であって、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの(同項2号)に対して保護を決定し、かつ、実施しなければならないと規定しているから、保護の実施機関は、被保護者が保護の実施機関の管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地及び現在地を有するとは認められないような場合には、当該被保護者に対する保護を継続することはできず、これを停止又は廃止すべきものと解される。」としている。また、昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知によると「保護の実施責任は、要保護者の居住地又は現在地により定められるが、この場合、居住地とは、要保護者の居住事実がある場所をいうものであること」としており、現在地とは、生活保護手帳別冊問答集2018年度版居住地及び現在地の認定と実施責任の所在(2)によると「居住地がないか明らかでない要保護

者が保護を受けることとなった時点における当該要保護者が所在していた場所」とされている。上に述べたとおり、処分庁として請求人らの居住地又は現在地、居住事実がある場所が確認できないため、上記請求事件及び厚生事務次官通知に基づき本件停止処分をし、通知には「届出のアパートにおける居住実態が認められないため、確認が取れるまで停止します」と記載した。

(イ) 根拠法令に関する主張

本件停止処分は請求人らの生存権や、実際に居住している場所での生活保護申請まで否定するものではない。よって、憲法第25条第1項、法第1条、第2条、第5条には違反しない。

また、請求人らが実際に居住している場所が明らかでなく、法第19条第1項における生活保護の実施責任が本市にあるか不明の状況ではあるが、慎重に訪問及び面会を重ねた上で、東京都生活保護運用事例集2017年度版(問8-44)に基づき生活保護をただちに廃止するのではなく停止処分とした。その上で処分の通知を法第26条第1項に基づき請求人らに送達しており、法第26条第1項の乱用はない。

実施責任が本市にあるか不明の状況で住宅扶助だけではなく全ての扶助を停止するのは当然であり、法第12条、第14条、第15条、第30条第1項、第33条第4項は本件との関連性は認められない。

正当な理由をもって本件停止処分を行っており、法第56条第1項には違反しない。

(ウ) 事実関係の主張

本件停止処分に至るまでの事実関係について、訪問日時やライフラインのメーター記録、証拠書類は添付した関係書類のとおり。

(エ) 小括

以上(ア)、(イ)及び(ウ)により、本件停止処分は適法かつ正当に行われたものであり、本件審査請求1は棄却されるべきである。

(3) 請求人らの反論

ア 弁明書『本件停止処分の内容及び理由』に対する認否

(ア) 概要について

a 第1段落の事実は否認し争う。請求人らは、平成27年9月16日に処分庁職員が間取り調査に訪問した際、電化製品や生活用具についてこれから搬入するなどと回答していない。請求人らは、当時、処分庁職員から電化製品等の購入費用等について一時扶助費が支給される旨の通知も説明も受けておらず、また、電化製品等を購入する充分な資金を有していなかったことから、起臥寝食に最低限必要な生活用品や布団等を今後搬入する旨回答したにすぎない。

また、請求人らは、平成28年7月26日に処分庁職員が訪問した際、家財道具はいらないなどと発言していない。そもそも、当時、請求人らのアパートには生活に必要な日用品や布団等は揃っており、食事については近隣のスーパーなどで弁当や調理済み食品を購入しているから冷蔵庫は不要であること、洗濯については近隣のコインランドリーを利用して行っているから洗濯機は不要であることを説明したにすぎない。

b 第2段落の事実は否認し争う。処分庁は、請求人らに対して法第27条に基づき口頭及び文書での指導及び指示を繰り返したが請求人らがこれに従わなかった旨主張するが、請求人らは、処分庁職員が請求人らのアパートを訪問した際不在であった場合には、後日処分庁の担当課に連絡をしていたし、処分庁職員に対し、何度も生活状況について説明するなど指導及び指示に対応していた。

また、後述のとおり、請求人らの当時の生活状況からすれば、処分庁職員が訪問した際に請求人らが不在であることもライフラインの使用量が少ないことも、いわば当然というべきである。

むしろ、処分庁は、法第27条に基づく指導及び指示について、単に口頭又は文書を発出するのみで、請求人らに対し、レシートや領収書等の資料の提出を求めるなど請求人らの毎月の收支や生活実態を明らかにするための個別具体的な指導及び指示をすることなど一度もなかったのであるから、処分庁が指導及び指示を繰り返したが請求人らがこれに従わなかったとの主張は事実に反する。

c 第3段落の請求事件及び厚生事務次官通知の内容については争わ

ないが、処分庁が事実誤認に基づき本件停止処分を行った事実は争う。

(イ) 根拠法令に関する主張について

処分庁が事実誤認に基づき本件停止処分を行った事実について争う。

(ウ) 事実関係の主張について

争う。

(エ) 小括について

争う。

イ 請求人らの反論

(ア) 請求人らの生活状況と生活費の積極的な節約

請求人らは、平成27年7月より生活保護を受給しているところ、受給当初から届出アパートにおいて寝食し、日中は近隣の図書館などの公共施設や大規模小売店などで過ごすなどしてきた。

また、食事についてはほぼ毎日近隣のスーパーなどで弁当や調理済みの食品を購入して済ませ、洗濯及び入浴については週2回程度近隣の親族や知人らに借りて行うなどして済ませてきた。

このように、請求人らは、居住するアパートでのライフライン（電気、ガス及び水道）の使用を極力控え生活費を積極的に節約し、法第60条に定める生活上の義務を履行してきた。

(イ) 請求人らの処分庁職員に対する説明と処分庁による対応

a 請求人らは、平成27年7月の生活保護受給以来、上記のとおり、生活費の積極的な節約に努め平穏に生活してきたところ、平成29年度頃から突如として処分庁職員による頻繁な訪問を受けるようになった。

これに対し、請求人[■]は、自身が[■]に罹患しており突然の訪問を受けることは精神的負担が大きいこと及び日中は外出していることが多く不在にしていることを説明したうえ、事前に訪問の連絡をするよう処分庁職員に申し入れた。

しかし、処分庁職員は、かかる請求人[■]の申し入れに応えることなく、事前の連絡のない訪問を繰り返した。

b また、請求人らは、処分庁職員が訪問した際に不在であった場合、処分庁職員の求めに応じ、後日架電し前記生活状況や居住実態について口頭で何度も説明をしてきた。

これに対し、処分庁職員は、請求人らに対し、前述のとおり、毎月の収支や生活実態を明らかにするためにレシートや領収書等の資料を提出するよう求めるなどといった個別具体的な指導及び指示を一切することなく、単に居住実態があることを証明するよう要求することに終始した。

C 結語

以上のとおり、請求人らの生活状況などを踏まえれば、処分庁が請求人らの生活状況について必要かつ相当な調査をすることを怠り、その生活実態を充分に把握することのないまま、単に請求人らが居住するアパートのライフラインのメーターの数値の変動記録のみをもって請求人らが届出アパートに居住していないと判断し、居住実態が認められないとして生活保護停止処分（本件停止処分）をしたことは事実誤認に基づく違法な処分といわざるを得ない。

よって、本件停止処分は取り消されるべきである。

(4) 令和元年10月18日に実施した口頭意見陳述における請求人の主張の要旨

ア：（請求人ら代理人弁護士）

2 本件審査請求2について

(1) 請求人らの主張

ア 請求の趣旨

本件廃止処分を取り消すことを求める。

イ 請求の理由

(ア) 請求人らは、平成27年7月28日、[REDACTED]に対し、生活保護の申請を行い、同日付で生活保護開始決定を受けた。

(イ) 請求人らは、上記保護開始決定に基づき保護費を受給していたところ、[]は、平成31年4月15日、請求人らについて届出のアパートにおける居住実態が認められないと理由で同日以降の保護を停止した。

しかしながら、[REDACTED]の請求人らに対する上記生活保護停止決定処分は事実誤認に基づく違法なものである（なお、請求人らは、同生活保

護停止決定処分について審査請求を行い、現在審理手続中である。)。

- (ウ) 上記 [] による生活保護停止決定処分により、請求人らは、届出アパートの家賃の支払いをすることができなくなり、令和元年9月中旬、家賃滞納により同アパートを退去することを余儀なくされた。
- (エ) 請求人らの届出アパートからの退去を受け、[] は、令和元年10月9日、請求人らによる届出のアパートの明け渡しが完了し、届出のアパートの居住実態がなくなったことを理由として同年9月11日付で保護を廃止した。
- (オ) 以上のとおり、本件生活保護廃止決定処分は、[] の事実誤認に基づく違法な処分である平成 [] 年 [] 月 [] 日付生活保護停止決定処分を前提とする違法なものであるから取消しを求める。

(2) 処分庁の弁明

ア 弁明の趣旨

「本件審査請求2を棄却する。」との裁決を求める。

イ 本件廃止処分に至るまでの経緯

- (ア) 平成27年7月28日、請求人らは処分庁に対し生活保護開始を申請し、これ以来生活保護を受給してきた。
- (イ) 処分庁は、生活保護受給開始以降、請求人らの生活実態の把握のため訪問や口頭指導を続けてきたが、届出のアパートでの生活実態が確認できなかつたため、法第26条の規定に基づき平成 [] 年 [] 月 [] 日付で生活保護停止処分を行い、その旨を請求人らに通知した。

本件停止処分に至るまで及び平成 [] 年 [] 月 [] 日付け [] の審査請求書が提出されるまでの経緯、関係資料及び根拠法令等については、令和 [] 年 [] 月 [] 日付け [] 「弁明書及び関係資料の提出について」のとおりである。

- (ウ) 処分庁は、その後も請求人らに生活状況を明らかにするよう求め、当該アパートを訪問し連絡を要請する内容の不在票を投函するなど生活実態の把握に努めたが、請求人らは生活保護停止処分前と同様の主張を繰り返すのみでその実態を明らかにすることはなかつた。
- (エ) 令和元年8月5日に当該アパートの管理会社より請求人 [] から退去

の申し出の書類が提出されたため、正式な退去日が決定し次第報告をくれるとの電話があった。

(才) 令和元年9月24日に請求人らの代理人弁護士より電話があり、請求人らの引っ越し済んだとの報告を受けた。

(カ) アパート管理会社より明け渡し請求書の写しを受領したところ、解約日は令和元年9月10日であった。届出のアパートでの生活実態がなくなったため、法第26条の規定に基づき令和元年10月9日付で本件廃止処分を行い、その旨を請求人らに通知した。

ウ 本件廃止処分の内容及び理由

(ア) 概要

請求人らは、平成27年7月28日に請求人[REDACTED]が生活保護開始申請をした後、平成27年9月11日に[REDACTED]へ転居している。その後処分庁として請求人らの居住地又は現在地、居住事実がある場所が確認できないため、生活保護停止処分をし、通知には「届出のアパートにおける居住実態が認められないとため、確認が取れるまで停止します」と記載した。

生活保護停止処分に至るまで及び平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日付け[REDACTED]の審査請求書が提出されるまでの経緯は令和[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日付け[REDACTED]「弁明書及び関係資料の提出について」のとおりである。

その後、届出のアパートを令和元年9月10日に退去した事実を確認したため、令和元年10月9日付で本件処分を行い、その旨を請求人らに通知した。廃止理由は「明け渡しが完了し、届出のアパートの居住実態がなくなったため」とした。

(イ) 根拠法令に関する主張

本件廃止処分の前段の処分である本件停止処分に至るまで及び平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日付け[REDACTED]の審査請求書が提出されるまでの経緯及び根拠法令については、令和[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日付け[REDACTED]「弁明書及び関係資料の提出について」のとおりである。

昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知による

と「保護の実施責任は、要保護者の居住地又は現在地により定められるが、この場合、居住地とは、要保護者の居住事実がある場所をいうものであること」としており、現在地とは、生活保護手帳別冊問答集2019年度版居住地及び現在地の認定と実施責任の所在(2)によると「居住地がないか明らかでない要保護者が保護を受けることとなつた時点における当該要保護者が所在していた場所」とされている。上に述べたとおり、アパート管理会社より明け渡し請求書の写しを受領し、届出のアパートの居住実態がなくなった事を確認したため、厚生事務次官通知に基づき本件処分をし、通知には「明け渡しが完了し、届出のアパートの居住実態がなくなったため廃止します」と記載した。

(ウ) 事実関係の主張

本件停止処分に至るまで及び平成■年■月■日付け■■■■■

■■■■■の審査請求書が提出されるまでの関係資料及び根拠法令等については、令和■年■月■日付、■■■■■「弁明書及び関係資料の提出について」とおりである。

本件廃止処分に至るまでの事実関係について、訪問日時やライフラインのメーター記録、証拠書類は添付した関係書類のとおりである。

(エ) 小括

以上(ア)(イ)(ウ)により、本件廃止処分は適法かつ正当に行われたものであり、本審査請求2は棄却されるべきである。

(3) 請求人らの反論

ア 弁明書『本件廃止処分に至るまでの経緯』に対する認否

(ア)『本件廃止処分に至るまでの経緯』(ア)の事実は認める。

(イ)同(イ)のうち処分庁が請求人らに対し、生活保護停止処分を行い、その旨を通知した事実は認めるが、その余の事実は否認する。

請求人らは、処分庁職員(担当ケースワーカー)に対し、生活状況についてこれまで口頭で何度も説明をしており、平成27年7月28日から平成28年3月31日までの大多和ケースワーカー及び同年4月1日から平成29年3月31日までの鈴木ケースワーカーから届出のアパートでの生活実態について疑義を呈されることなどは一度もなか

った。

(ウ) 同(ウ)の事実は否認する。

処分庁職員（担当ケースワーカー）は、前記生活保護停止処分後である平成31年4月25日、請求人らが居住するアパートを訪問し居室内を確認しているが、それ以前は、単に請求人らが居住するアパートのライフラインのメーターの数値を確認していただけであり、その他請求人らの届出のアパートでの生活実態を把握するための具体的な指示、調査等をなんら行ってこなかった。

(エ) 同(エ)の事実は不知。

(オ) 同(オ)の事実は認める。

(カ) 同(カ)のうち処分庁が請求人らに対し、本件廃止処分を行い、その旨を通知した事実は認めるが、その余の事実は不知。

イ 弁明書『本件廃止処分の内容及び理由』に対する認否

(ア)『本件廃止処分の内容及び理由』(ア)概要は否認し争う。

(イ) 同(イ)根拠法令に関する主張は争う。

(ウ) 同(ウ)事実関係の主張は争う。

(エ) 同(エ)小括は争う。

ウ 請求人らの反論

請求人らの反論は、本書面及び既に提出した反論書記載のとおりである。

理由

1 請求人らの主張

請求人らは、前記審理関係人の主張の要旨1(1)、(3)及び(4)並びに2(1)及び(3)のとおり主張しており、要するに、

(以下「本件届出アパート」という。)に居住しているとして、本件停止処分及び本件廃止処分の違法又は不当を主張している。

2 認定事実

(1) 処分庁は、平成27年7月28日、請求人らに対する法に基づく保護を開

始した。

- (2) 請求人 [] は、平成27年9月11日付けで、本件届出アパートに係る建物賃借契約（入居者を請求人らとするもの）を締結した。
- (3) 平成27年9月16日及び平成28年7月26日時点において、本件届出アパート内に冷蔵庫、洗濯機、コンロはなかった。
- (4) 平成30年8月から平成31年4月までの本件届出アパートに係るメーターの推移は次のとおりであった。（電気は2月にメーターをリセットしたもの）

日付	電気 (kWh)	水道 (m³)	ガス (m³)
8月29日	2577	6. 3	95. 053
9月25日	2585. 2	7. 2	95. 758
11月21日	2587	7. 8	96. 296
12月17日	2589. 5	8. 3	96
1月18日	2592. 4	8. 3	96
2月12日	6. 92	8. 3	96. 97
3月 7日	12. 08	8. 6	97. 46
4月11日	16. 35	8. 6	97. 46

- (5) 処分庁は、平成30年8月20日付け及び平成31年3月28日付けで、法第27条の規定により、次の内容の指導指示を文書で行った。

電気、ガス、水道を使用せずにどのような生活を行っているのか、毎月の収支を確認するために購入品や公共料金支払いのレシート等の写しを求めた場合は協力すること

- (6) 処分庁の職員は、平成30年8月29日、本件届出アパートを訪問し、不在票に「生活状況を把握するためにレシートなどを確認する場合があるので保管しておいてください」と記載して投函した。

- (7) 処分庁の職員は、平成31年3月7日、本件届出アパートを訪問したが、請求人らは不在であったため、「平成30年8月から本日に至るまでの光熱費、水道料金など、生活費の状況が分かる書面を全て持参のうえで、3月11日（月）の午前中に、必ず2人で来庁してください。」と書いた不在票を投函した。

(8) 請求人らは、平成31年3月11日、福祉事務所に来庁し、「生活保護法第61条に基づく収入の申告について（確認）」と題する書面に「支出について上記に記載ないために申告はしなくてよい」と追記して処分庁に提出した。

(9) 請求人■は、平成31年3月13日、福祉事務所に来庁した。

(10) 処分庁の職員は、平成31年3月19日、本件届出アパートを訪問し、文書指導のため翌日までに必ず連絡するようにと記載した不在票を投函した。

(11) 請求人■は、平成31年3月22日、処分庁に対し、不在票を確認したとして電話をした。

(12) 処分庁は、平成■年■月■日付けで、本件停止処分をした。

本件停止通知書には、停止の理由として「届出のアパートにおける居住実態が認められないため、確認が取れるまで停止します。」と記載されており、根拠条文は記載されていない。

(13) 請求人らは、平成31年4月18日付けで本件審査請求1をした。

(14) 本件届出アパートに係る賃貸借契約は、令和元年9月10日付けで解約された。

なお、処分庁が入手した本件届出アパートに係る「明渡し精算書」には次の記載がある。

ア 立会日時 「令和1年9月10日 16:00」

イ 鍵返却日 「令和1年9月10日」

ウ 新住所 「■」

賃借人 請求人■

(15) 処分庁は、請求人らに対し、法第26条の規定により、廃止する時期を令和元年9月11日とする本件廃止処分を行った。

なお、本件廃止通知書には、本件廃止処分の理由として「明け渡しが完了し、届出のアパートの居住実態がなくなったため廃止します」と記載されており、根拠条文は記載されていない。

(16) 令和元年10月18日に実施した口頭意見陳述において、おおむね次の内容の質疑応答が行われた。

ア 請求人代理人による質問

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

イ 処分庁の回答

[REDACTED]

[REDACTED]

ウ 請求人代理人の質問

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

オ 請求人代理人の質問

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

カ 処分庁の回答

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

キ 請求人代理人の質問

ク 处分庁の回答：

ケ 請求人代理人の質問

コ 処分庁の回答

サ 請求人代理人の質問

シ 処分庁の回答

ス 請求人代理人の質問

[REDACTED]

セ 処分庁の回答

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

ソ 請求人代理人の質問

[REDACTED]

タ 処分庁の回答

[REDACTED]

チ 請求人代理人の質問

[REDACTED]

ツ 処分庁の回答

[REDACTED]

テ 請求人代理人の質問

[REDACTED]

ト 処分庁の回答

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

ナ 請求人 [REDACTED] の質問

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

ヌ 請求人代理人の質問

[REDACTED]

ノ 請求人代理人の質問

八 処分庁の回答

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

ヒ 請求人代理人の質問

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

フ 処分庁の回答

A series of five horizontal black redaction bars of varying lengths, indicating that specific information has been removed from the document.

へ 請求人代理人の質問

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

ホ 処分庁の回答

マ 請求人代理人の質問

ミ 処分庁の回答

ム 請求人 [] の質問

メ 処分庁の回答

モ 請求人 [] の質問

ヤ 処分庁の回答

(17) 請求人らは、令和元年11月18日付けで本件審査請求2をした。

(18) 審理員の次のアの質問に対し、処分庁は、令和■年■月■日付け「回答書」()により、次のイの回答をした。

ア 審理員による質問

- (ア) 「別添の「明渡し精算書」によると、請求人 [] の「新住所」は「[]」(以下「新住所」といいます。)とあります。

同一市内の転居であることから、実施機関は引き続き処分庁（[] 福祉部長）になると考えられますが、令和元年10月9日付け保護廃止決定（廃止日を同年9月11日とするもの。以下「本件廃止処分」といいます。）において、請求人 [] に係る生活扶助及び医療扶助を廃止した法的根拠を回答してください。」

- (イ) 「令和■年■月■日付け弁明書(■)」によると、
本件廃止処分の根拠条文が生活保護法第26条である旨の記載がありますが、処分庁が、請求人らについて「保護を必要としなくなつた」(同条前段)と判断した理由を詳細に回答してください。」

(ウ)「請求人 [REDACTED] が [REDACTED] (以下「旧住所」といいます。) から転居した先の住所を回答してください。」

(工) 「処分庁が、旧住所から転居した後の請求人らに係る要保護性について調査及び検討をしたか回答してください。調査及び検討をした場合は、その内容を回答してください。

また、調査及び検討をしていない場合は、その理由を回答してください。」

イ 処分庁の回答

- (ア) 「法第 26 条」
(イ) 「アパートの解約により当該居住地に居住実態がなくなったことから
法第 19 条第 1 項第 1 号及び同項第 2 号に該当しないと判断し、生活

保護法における廃止及び停止の規定である同法第26条により廃止した。」

(ウ)「住所変更なし

([REDACTED])

(エ)「していない。

生活保護停止に至るまでの一連のやりとりの中で、主らの生活状況を明らかにするための資料提出を一貫して拒んでいた事、令和■年■月■日付■に添付した関係資料（12）「業務委任契約書」において、契約者名や地番を黒塗りにし、面接を拒否した後に主らは「友人宅を泊まり歩いている」と発言した事などから、主らの生活の実態を把握出来る可能性はないと判断した。

また、明渡し精算書にある新住所は審査請求人■の父宅であり、令和■年■月■日付■に添付した関係資料（3）「弁護士からの文書」のうち審査請求人■の父からの書面「生活保護者への支援援助について」に「これからもこれ以上の支援援助はすることもないと出来ません」とある事、父も面接を拒んでいる事から判断しても、主らの生活の実態を把握出来る可能性はないと判断した。」

3 法の仕組み

(1) 保護の実施責任について

法第19条第1項第1号は、都道府県知事、市長、社会福祉法に規定する福祉に関する事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者の保護を決定し、かつ実施しなければならない旨を規定し、同条第4項は、保護の実施機関は、保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる旨を規定している。

(2) 保護の停廃止について

ア 被保護者が転出した場合

被保護者が所管区域から他へ転出したことが明白な場合は、当該福祉事務所長の保護の実施責任は消滅し、当該被保護者に対して保護廃止の

措置をとりうる（東京地裁昭和46年6月2日判決参照）。

イ 被保護者の居住実態が不明の場合

被保護者が居住実態を秘匿しようとする不誠実な対応自体が、その要保護性が消滅していることを推定させる根拠となる場合もありうるとしても、居住実態が不明であること自体は、直ちに要保護性の消滅の推定根拠になるものではなく、居住実態不明をもって、要保護性が消滅したとし、あるいはこれに準じる場合であるとして、法第26条第1項を適用ないし準用するということは、まさに、不誠実な対応に対する制裁として、現実には要保護性があるとしても要保護性がないものとみなすことにはかならないのであって、これを許容することはできないと言わざるを得ない。そして、このように解したとしても、被保護者の不誠実な対応に対しては、法第27条に基づき、書面により適切で具体的な指示、指導を行い、これにも従わない場合は、法第62条第4項によりあらかじめ処分しようとする理由を通知して弁明の機会を与えた上で、同条第3項により、制裁的な保護の停廃止決定を適法になしうるのであるから、保護の停廃止、変更に関する保護実施機関の職権行使を不可能にする解釈であると批判することはできないのである。以上のとおり、居住実態不明は法第26条第1項の規定による保護の停廃止の事由にはならない（京都地裁平成5年10月25日判決参照）。

（3）法第26条の規定による保護の停廃止決定

法第26条は、保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないと規定する。ここで「保護を必要としなくなったとき」とは、生計が向上して生活困窮の状態でなくなるとか、扶養義務者から扶養を受けられるようになったとかのごとく、被保護者が法第4条に規定する要件を満たさなくなり、保護を継続実施すべき状態でなくなった場合をいうと解される（「生活保護法の解釈と運用」（小山進次郎著））。

（4）訪問調査について

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知）第12の1は、訪問調査について、「要

保護者の生活状況等を把握し、援助方針に反映させることや、これに基づく自立を助長するための指導を行うことを目的として、世帯の状況に応じ、訪問を行うこと」としている。

また、現に受給中の者が、必要な調査に協力しない場合は、法第27条の規定による指導又は指示を行い、なおかつ協力が得られないのであれば停止を行なうべきであるとされている(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡「生活保護問答集について」(以下「問答集」という。)問13—37(答))。

(5) 指示違反及び保護の停止について

法第27条は、保護の実施機関が、被保護者に対して生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導及び指示(以下「27条指示」という。)をすることができる旨を定めている。

そして、法第62条第1項は、被保護者が27条指示に従わなければならぬ旨を、法第62条第3項は、被保護者が同条第1項の27条指示に違反した場合に保護の変更、停止又は廃止をすることができる旨をそれぞれ定めているが、その運用について、生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第19条は、被保護者が書面による27条指示に従わなかった場合でなければ、実施機関は法第62条第3項の権限を行使してはならない旨を定めている。

また、保護の実施機関は、第62条第3項の規定により、保護の停止又は廃止の処分をする場合は、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合において、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない(法第62条第4項)。

4 あてはめ

(1) 本件停止処分について

ア 保護の実施(法第19条)について

前記3(1)のとおり、処分庁は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者に対して、保護を実施しなければならないところ、処分庁は[] 福祉部長であるから、その所管区域は[] 内である。

本件では、前記2(4)、(6)、(7)、(10)及び(16)のとおり、請求人らの電気、ガス、水道のメーターは長期にわたって変動が極めて少なく、かつ、処分庁の職員が本件届出アパートを訪問しても請求人らが不在であった頻度が多いことから、本件届出アパートにおける居住実態に強い疑義が生じていたと言える。

しかし、前記2(7)から(11)までのとおり、平成31年3月7日に処分庁の職員が本件届出アパートに不在票を投函した際には同月11日に請求人らが福祉事務所に来庁し、また、同月13日にも請求人[■]が来庁し、同月19日に処分庁の職員が本件届出アパートに不在票を投函した際には同月22日に請求人[■]から処分庁に電話があったことからすると、請求人らは、本件届出アパートに投函された不在票を確認しており、本件届出アパートに請求人らが全くいないと断言できるものではなく、また、請求人らが不在票を見た際には福祉事務所に訪問又は電話をしていることからも、本件停止処分当時において、請求人らが管内([■]内)に居住地又は現在地を有していなかったことが明らかとまでは言い難い（なお、このように解したとしても、後述のように、処分庁には法の定める手続を経た上で法第62条第3項の規定による保護停止の方法があったので、不合理とは言えない。）。

したがって、法第19条を根拠として本件停止処分を適法であると認めることはできない。

イ 法第26条による保護の停止について

請求人らの本件届出アパートにおける居住実態に強い疑義が生じていたことは前記アのとおりである。

しかし、前記3(2)イのとおり、居住実態不明をもって、要保護性が消滅したとし、あるいはこれに準じる場合であるとして、法第26条第1項を適用ないし準用するということは、不誠実な対応に対する制裁として、現実には要保護性があるとしても要保護性がないものとみなすことに他ならず、これを許容することはできない。

そして、前記2(12)の本件停止処分当時、他に請求人らが「保護を必要としなくなった」（法第26条）と認定するに足る事情も見当たらない

ことから、法第26条を根拠として本件停止処分を適法であるとすることはできない。

ウ 指導指示違反（法第62条第3項）による保護の停止について

前記3（4）のとおり、現に受給中の者が、必要な調査に協力しない場合は、法第27条の規定による指導又は指示を行い、なおかつ協力が得られないのであれば停廃止を行うべきであるとされている（問答集問13－37（答））ところ、前記アのとおり、請求人らの居住実態に強い疑義が生じていたと認められる。そして、かかる居住実態に疑義が生じている請求人らに対し、前記2（5）から（7）までのとおり、処分庁は、請求人らに対し、居住実態に係る調査の協力を依頼したが、前記2（8）のとおり、請求人らは、支出についての申告を拒否していたことから、処分庁は、必要な調査に協力が得られなかつたと言える。

しかし、本件停止処分を行うにあたり、処分庁が、請求人らの世帯に対して弁明の機会（法第62条第4項）を与えたという事情がないため、法第62条第3項を根拠として本件停止処分を適法であるとするることはできない。

エ 理由提示（理由付記）について

（ア） 行政庁は、不利益処分をする場合、原則として、「その名あて人に對し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならぬ」（行政手続法（平成5年法律第88号）第14条第1項）。

処分の理由付記の程度について、問答集問10－14（答）によれば、「本法において、決定通知書に決定理由を付記しなければならないこととされている（法第24条第4項、第25条第2項及び第26条（第28条第5項、第62条第3項））ことは、本法の目的が国民の最低限度の生活の保障にあるところから、保護の決定が、どのような理由によって行われたものであるかを、申請者等に十分周知させることが望ましいとの趣旨によるものである。したがって、決定通知書に付記すべき理由は、そのような趣旨を満足させるものでなければならない」とされている。そして、処分の理由は、いかなる事實関係に基づきいかなる法規を適用して当該処分が行われたのかを、処分の相手方において、その

記載自体から了知し得る程度に示すことが求められており、理由提示の不十分を理由とする瑕疵は、一般に、それだけで当該不利益処分の取消事由になるものとされている（最高裁判所昭和60年1月22日第三小法廷判決及び最高裁判所平成23年6月7日第三小法廷判決参照）。

(イ) 本件停止処分においては、前記2(12)のとおり、本件停止通知書には、本件停止処分の理由として、「届出のアパートにおける居住実態が認められないため、確認が取れるまで停止します」と記載されているだけで、根拠条文が示されておらず、いかなる法規を適用して当該処分が行われたのかが、本件停止通知書の記載自体からは了知することが困難であるといえるから、処分の際に求める理由提示として不十分であったといわざるを得ない。したがって、本件停止処分は理由不備の違法も認められる。

(2) 本件廃止処分について

ア 前記2(14)のとおり、請求人[]は令和元年9月10日に本件届出アパートの明渡しを完了しており、前記2(15)の本件廃止処分当時、本件届出アパートには居住していない。

しかし、前記2(14)のとおり、処分庁は、請求人らの世帯の転居先が[]内である旨の情報を入手していたことから、所管区域([])から「他へ転出したことが明白な場合」（東京地裁昭和46年6月2日判決参照）には該当しない。

そして、転居先が[]内であれば、保護の実施責任は転居先においても処分庁にあるという推認ができる状況にあり、処分庁としては、転居先における請求人らの居住実態、要保護性について調査をし、「保護を必要としなくなった」（法第26条）と判断したならば、当該保護を廃止することが可能であったし、また、請求人らに対し調査協力に係る指導指示をした上で、請求人らが調査協力をしないならば、指導指示違反として法第62条第3項の規定により保護を廃止することが可能であったにもかかわらず、前記2(18)イ(エ)のとおり、それまでの請求人らの非協力的な態度から、調査をしなかったとしており、かかる調査をせずに本件廃止

処分をしたことは、違法又は不当と言わざるを得ない。なお、処分序は、前記2(18)イ(ア)のとおり、法第26条を本件廃止処分の根拠としているが、前記3(2)イのとおり、居住実態不明をもって、要保護性が消滅したとし、あるいはこれに準じる場合であるとして、法第26条第1項を適用ないし準用することは許容できないのであるから、居住実態不明を理由に法第26条を根拠とする本件廃止処分はこの点においても違法である。

イ 前記2(15)のとおり、本件廃止通知書には、本件廃止処分の理由として、「明け渡しが完了し、届出アパートの居住実態がなくなったため廃止します」と記載されているだけで、根拠条文が記載されておらず、いかなる法規を適用して当該処分が行われたのかが、本件廃止通知書の記載自体からは了知することが困難であるといえるから、処分の際に求める理由提示として不十分であったと言わざるを得ない。したがって、本件廃止処分には理由不備の違法も認められる。

5 結論

よって、本件審査請求1及び本件審査請求2は理由があるから、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第46条第1項を適用して、主文のとおり裁決する。

令和2年8月3日

千葉県知事 鈴木栄



